

NEWS



連合千葉

<http://chiba.jtuc-rengo.jp/>

日本労働組合総連合会
千葉県連合会(連合千葉)

発行人 永富博之 編集人 小山良成
〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10
千葉県教育会館 新館6階

TEL 043-201-2022 FAX 043-201-2023

号外 2020年8月17日発行

2020年10月1日

千葉県最低賃金改定

923円 → 925円

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。もちろん、正規社員だけではなく、アルバイトやパートなど、働く者全てが対象です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

この最低賃金額は、都道府県ごとに定められています。2019年度、最高額は東京の時給 1,013 円であり、最低額は沖縄などの15県の790円でした。

千葉県は 2019 年は923円で
したが、2020年10月1日より
2円UPの925円になります。



千葉県のご当地ユニオニオン
「菜の花」と「落花生」よりデザ
インされています。

Q 最低賃金は誰がどのように決めている？

A 最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される最低賃金審議会において議論の上、都道府県労働局長が決定しています。具体的には、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定されます。

しかし、今年度は、新型コロナ禍による経済への影響が大きいことから中央最低賃金審議会が目安を示しませんでした。そのため、その審議は都道府県の地方最低賃金審査会に委ねられました。

千葉県の審議会へは、連合千葉より5名の委員を選出しています。それに加え使用者側から5名。また、大学の教授など公益代表として5名が選出されており、全15名で全員合意を基本として議論しています。

地域別最低賃金はランク分けされており、千葉県はAランクに属しています。Aランクは6都県であり、関東では東京、神奈川、埼玉、千葉が入っています。他は大阪と愛知になります。残念ながら千葉県はAランクの中で最下位です。それでも、今年度は、東京が引き上げ0円、神奈川が1円の中、千葉県は2円の引き上げとなりました。

以下、関東の改定額を示します。

都 県	2019年度 最低賃金	2020年度 引き上げ額	2020年度 最低賃金
東京	1,013円	0円	1,013円
神奈川	1,011円	1円	1,012円
埼玉	926円	2円	928円
千葉	923円	2円	925円
栃木	853円	1円	854円
茨城	849円	2円	851円
山梨	837円	1円	838円
群馬	835円	2円	837円

2020年10月1日より適用されます。



ユニオニオンは、ユニオン（組合）とオニオン（たまねぎ）をあわせた名前です。連合独自のキャラクターです。

実は労働組合（ユニオン）とは、いくつもの葉が重かさなりあってできているたまねぎ（オニオン）が語源とされています。